

事業用自動車の飲酒運転の状況

事業用自動車の削減目標（事業用自動車総合安全プラン2009）

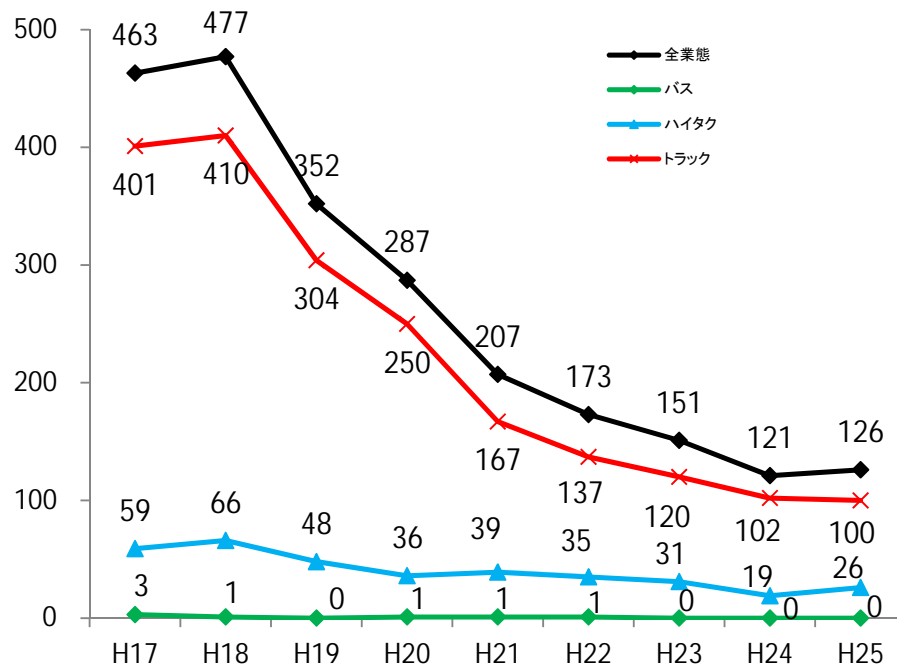
	<平成20年>		<平成25年>		<平成30年>(目標)
飲酒運転	287件	→	126件	→	(ゼロ)

飲酒運転に係る道路交通法違反取り締まり件数を平成30年にゼロとすることを目標

飲酒運転の状況

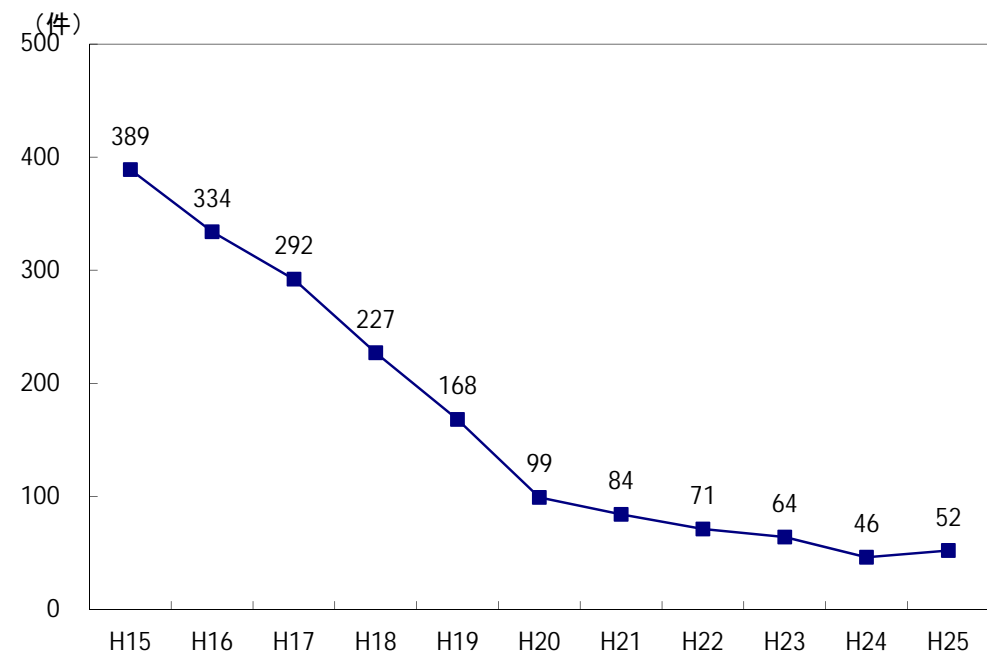
○飲酒運転に係る違反件数は着実に減少し、平成25年の違反件数は、平成20年の半数以下となったものの未だに飲酒運転が発生し、鈍化傾向にある。

○飲酒運転による事業用自動車の交通事故も減少しているが、近年、横ばいに傾向になりつつある状況。



<飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数>

注) (財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」により作成



<飲酒運転による事業用自動車の交通事故>

注) (財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」により作成

講じた施策の内容・進捗

① アルコール検知器の義務付け等

◆ 点呼時におけるアルコール検知器の使用の義務付け

アルコール検知器を営業所ごとに備え、**点呼において酒気帯びの有無を確認する際に、アルコール検知器を使用することを義務付ける**等のため、関係省令及び通達を改正（平成22年4月28日公布、平成23年5月1日施行）。

また、アルコール検査の実効性向上策として、一定の要件等を満たせば、**遠隔地において、同一事業者の他の営業所等に備えられたアルコール検知器の使用を認める**などの制度改正を行うため、通達を改正（平成25年12月16日施行）。

◆ アルコールに関する専門的教育の実施

平成22年度より、運行管理者基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストにアルコールの基礎知識等を掲載するとともに、DVDの放映を行う等、**アルコール専門教育を実施**。

② 行政処分の厳格化

◆ 処分基準の強化

○飲酒運転が行われた場合には、他の悪質違反の場合に比し、より重たい行政処分を課することができるよう、以下の処分基準を強化。（平成21年10月施行）

- ・飲酒運転等に対する**処分日車の強化**
- ・飲酒運転を下命容認した場合の**即時事業停止期間の延長** 等

○点呼時のアルコール検知器使用義務化に伴い、処分基準を創設（平成23年5月施行）

評価

アルコール検知器使用の義務付けや飲酒運転等に対する処分基準の強化等により、飲酒運転に係る**違反件数は着実に減少**（H20年：287件 → H25年：126件）。

上記取組や飲酒運転の厳罰化等により違反件数は減少しているものの、いまだ飲酒運転が発生している現状を踏まえ、**飲酒常習者の更正**プログラムの導入や先進的なIT機器を活用した**遠隔地アルコールチェックの実効性向上**等の飲酒運転撲滅に向けた対策強化の検討が必要。